

美濃加茂市地域公共交通活性化協議会規約(改正案)

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定、交通計画の実施及び実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2の地域公共交通会議として、地域における住民生活に必要な交通の確保その他旅客利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため美濃加茂市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を美濃加茂市太田町3431番地1の美濃加茂市役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関する事業
- (2) 交通計画の実施に関する事業
- (3) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事業
- (4) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）に基づく旅客運送の協議に関する事業
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づく運賃・料金等の協議に関する事業
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(委員)

第4条 協議会の委員は、美濃加茂市長及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公共交通事業者等
- (2) 市民又は地域公共交通の利用者の代表者
- (3) 岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (4) 公共交通の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (5) 道路管理者又はその指名する者
- (6) 加茂警察署長又はその指名する者
- (7) 学識経験者
- (8) 岐阜県公共交通課長又はその指名する者

(9) その他会長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監査委員 2人

2 会長は、美濃加茂市長とする。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 監査委員は、委員のうちから会長が指名する。

(座長)

第6条 協議会に座長を置く

1 座長は、委員のうちから会長が指名する。

2 座長は、会議を進行するとともに、とりまとめを行う。

(職務)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監査委員は、協議会の事業の執行状況等を監査する。

(会議)

第8条 会長は必要に応じて委員を招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議決方法は、出席委員の全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等、会長がやむを得ないと認めるときは、会長及び出席委員の3分の2以上の多数をもって決するところによる。

4 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合は、会議に諮つて、公開しないことができる。

5 委員は、会議に代理人を出席させ、表決を委任することができる。この場合、表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

6 会議は必要に応じて議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い合わせ、協議会の会議に代えることができる。

(分科会)

第9条 協議会に第3条第5項に規定する所掌事務に関し、運賃及び料金等に関する協議を行う分科会を設置する。

- 2 分科会に属すべき委員は、第4条第1項第1号から3号の者とする。
- 3 前項に掲げる委員のほか、他の自治体への乗り入れ等に伴う運賃を協議する場合、関連する自治体の職員を分科会の委員とすることができます。
- 4 第2項及び第3項に掲げる者は、第1項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 分科会における当該協議（変更を含む）が調った事項を国土交通大臣に届け出し、当該運賃及び料金等を定めるものとする。

（意見聴取）

第10条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、会議への出席を依頼し、又は助言等を求めることができる。

（協議結果の尊重義務）

第11条 会議で協議が整った事項については、委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

（オブザーバー）

第12条 会長は必要があると認めるときは、オブザーバーを置くことができる。
（経費）

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、その他収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報償費及び費用弁償）

第15条 協議会は、委員に対し、報償費及び費用弁償を支給することができる。

2 前項の報償費及び費用弁償の額並びに支給方法については会長が別に定める。

（協議会が解散した場合の措置）

第16条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（事務局）

第17条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の庶務は、美濃加茂市市民協働部まちづくり課が処理する。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（委任）

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成27年3月25日から施行する。
- 2 協議会の設立後最初の役員の任期については、第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この規約は平成27年5月28日から施行する。

附 則

この規約は令和3年1月7日から施行する。

附 則

この規約は令和4年4月1日から施行する。

附 則

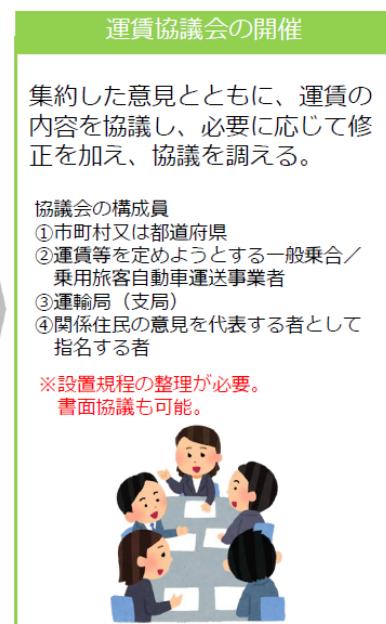
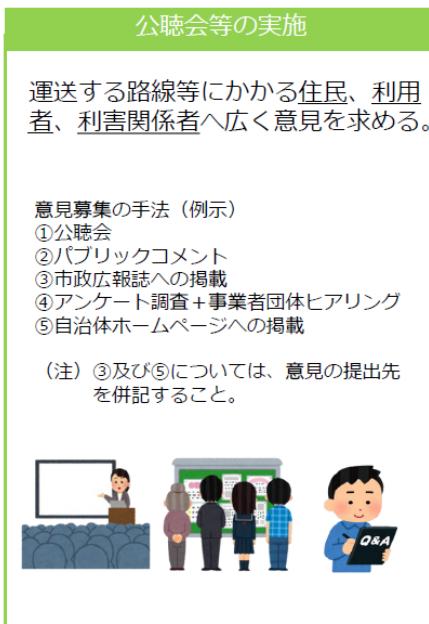
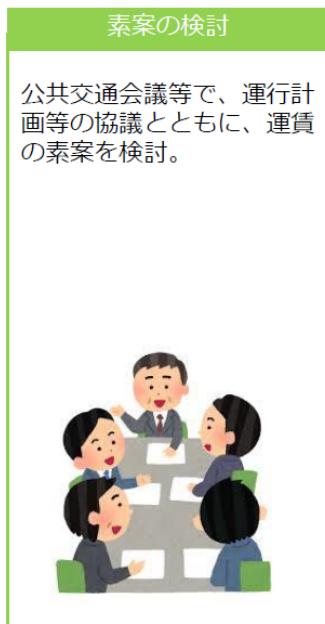
この規約は令和6年1月5日から施行する。

運賃・料金の協議会について

法第9条第4項（乗合）／第9条の3第3項（乗用）の協議会

根拠	道路運送法（第9条第4項／第9条の3第3項）
設置目的	今般の法改正の趣旨を踏まえ、独占禁止法に抵触しない形で協議を行うために設置する。
協議事項	地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議する。
対象	一般乗合旅客運送／一般乗用旅客運送
構成員	<p>市町村又は都道府県 運賃等を定めようとする一般乗合／乗用旅客自動車運送事業者 運輸局 関係住民の意見を代表する者として指名する者</p> 
開催方法	独占禁止法に抵触しないよう構成員を限定し、地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、上記構成員以外の地域公共交通会議構成員を退室又は別室で行うなど十分注意する。対面による開催の他、書面による協議もできるものとする。

運賃協議の流れについて(例示)



運輸支局へ届出
※実施日の30日前までに届出